

下水道のお知らせ

9月10日は「下水道の日」

平成23年度下水道推進標語

下水道 生きものすべてのいのちのわく

下水道まつり中止のお知らせ

例年9月に開催している「下水道まつり」は、今年度は震災の影響により中止となりました。

今年度の下水道工事箇所

今年度の下水道工事箇所は次のとおりです。
周辺住民の皆さんのご協力をお願いします。

▼二本松処理区

管渠布設：金色、向原、作田
地内ほか (約2.7km)
舗装：金色、向原、作田、茶園二丁目ほか

▼安達処理区

管渠布設：油井字油井町地内 (約0.1km)
舗装：油井字油井町、新田町ほか (約5,400㎡)

利用しましょう「下水道」

下水道の効果

①トイレをさわやかにします
清潔で快適な水洗トイレが使用できるようになります。
また、くみ取りの心配や浄化槽の管理といった煩わしさから解放されます。

②まちをきれいにします

汚水が側溝に流れ出ないことで、悪臭がなくなります。
また、蚊や蠅などの発生を防ぎ、伝染病の予防にも役立ちます。

③川をきれいにします

汚水を下水処理場できれいにして川へ流すので水環境が改善されます。
二本松の美しい自然を次の世代に残しましょう。

下水道接続は皆さんの義務です

下水道の効果は、下水道供用(下水道が利用できる)区域内の皆さんが下水道を利用することにより、初めて発揮されるものです。
そのため、法律により下水道への接続が義務づけられています。

《法律のポイント》

①下水道への接続義務

(下水道法第10条第1項)
現在、浄化槽が設置されている建物の所有者は、供用後遅滞なく、排水設備を設置し下水道へ接続しなければなりません。

②水洗便所への改造義務

(下水道法第11条の3第1項)
くみ取り便所がある建物の所有者は、供用開始から3年以内に水洗便所に改造し、下水道に接続しなければなりません。

③建物を新築、増改築される方の義務

(建築基準法第31条)
下水道供用区域内で、新築、増改築される方は下水道に接続された水洗便所以外は使用できません。

排水設備工事の融資に

対する利子を負担します

くみ取り便所から水洗便所への改造工事または下水道への接続工事の際、金融機関から無利子(利子は市が負担)で資金の融資を受けることができます。

融資条件、融資限度額、手続き等詳しくは左記へお問い合わせください。

浄化槽雨水貯留施設

転用助成金制度

下水道接続により不用となった浄化槽は基本的に撤去していただくようになりますが、浄化槽を雨水貯留施設に改造し、庭木などの水やりとして利用することができます。
市では、この改造にかかった費用の一部を助成する制度を設けています。

助成金額

費用の2分の1以内
(5万円を限度とします)

◎問い合わせ：

下水道課下水道管理係

☎(55)5138

やすらぎの丘 二本松斎場



全日本葬祭業協同組合連合会加盟
丸又ふれあい会 会員募集中
葬儀のすべてのご相談・ご用命は

有限会社 **丸又葬儀社**

本店 / 〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 ☎0243-22-5598
二本松斎場 / 〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5

0120-03-5598